

◎新潟県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水原亀田線
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	延 長
阿賀野市堀越字土本479番1から 同市分田字三本柳44番1まで	5.6～16.6 メートル	2,893.0 メートル

備考

阿賀野市道の引継ぎに伴う区域決定

区 間	敷地の幅員	延 長
阿賀野市川前字見取254番から 同市川前字見取248番3まで	7.2～36.6 メートル	244.1 メートル

備考

阿賀野市道の引継ぎに伴う区域決定

区 間	敷地の幅員	延 長
阿賀野市下里字樋尻1200番1から 同市下黒瀬字前川原1525番1まで	8.0～26.0 メートル	2,761.0 メートル

備考

- 1 阿賀野市道及び新潟市道の引継ぎに伴う区域決定
- 2 一部区間一般国道49号及び一般国道459号と重用

◎新潟県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道決定区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 水原亀田線
- 2 供用開始の区間

阿賀野市堀越字土本479番1から同市分田字三本柳44番1まで、阿賀野市川前字見取254番から同市川前字見取248番3まで及び阿賀野市下里字樋尻1200番1から同市上黒瀬字前川原50番1まで

- 3 供用開始の期日 平成18年3月31日

◎新潟県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水原亀田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
阿賀野市分田字三本柳44番1から	新	6.5～16.8 メートル	427.7 メートル
同市川前字見取254番まで	旧	6.5～11.6 メートル	425.5 メートル

備考 路線の重用

一部区間県道新潟安田線及び県道新潟水原停車場線と重用

◎新潟県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市白瀬字濱端748番1から 同市白瀬字北城778番2まで	新	(A)4.0～19.5 メートル	342.4 メートル
佐渡市玉崎字牛欠甲272番1から 同市白瀬字北城778番2まで		(B)8.8～25.8 メートル	550.4 メートル
佐渡市玉崎字牛欠甲272番1から 同市白瀬字北城778番2まで	旧	(A)4.0～19.5 メートル	550.6 メートル
同市白瀬字北城778番2まで		(B)11.0～22.0 メートル	550.4 メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市玉崎字牛欠甲272番1から同市白瀬字北城778番2まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月31日

◎新潟県告示第542号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路の兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新潟土木事務所において縦覧に供する。

平成18年3月31日

新潟県新潟土木事務所長

- 1 河川の名称
一級河川阿賀野川水系駒林川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
駒林川堤防
- 3 河川管理施設の位置
左岸 新潟市浦木字浦木411番1地先から新潟市上堀田字道下2873番1地先まで
右岸 新潟市豊栄長場字長場3506番1地先から新潟市岡新田字薬師宮58番9地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所
名称 新潟市長 篠田 昭
住所 新潟市学校町通一番町602番1
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成18年3月17日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第543号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び長岡地域振興局において縦覧に供する。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 区域の名称
浦柄急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から24号までを順次結んだ線及び標柱24号と1号を結んだ線に囲まれた区域
小千谷市大字浦柄

字浦田	1297番5	1号
	1315番1	2号から4号まで
字浦山	1467番	5号
	1466番2	6号から8号まで
	1473番	9号
	1473番子	10号
	1479番子	11号
	1483番1	12号から14号まで
	1483番3	15号
	1480番	16号
	1473番子	17号及び18号
字浦田	1268番	19号及び20号
	1290番1	21号
	1291番	22号
	1292番	23号
	1315番1	24号

◎新潟県告示第544号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び魚沼地域振興局において縦覧に供する。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 区域の名称
吉水急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から18号までを順次結んだ線及び標柱18号と1号を結んだ線に囲まれた区域
魚沼市
吉水

字一ノ坪	30番2	1号
堀之内		
字春日平	771番	2号及び3号
字布場	772番	4号
	907番	5号
	909番	6号

吉水	913番	7号
字一ノ坪	86番	8号
堀之内		
字布場	925番 1	9号
	928番 1	10号
吉水		
字一ノ坪	117番	11号
	103番	12号
	80番	13号
	78番 2	14号
	73番	15号
	62番 2	16号
	46番 2	17号
	38番 1	18号

◎新潟県告示第545号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上荒町地区	長岡市寺泊上荒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
磯町地区	長岡市寺泊磯町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二ノ関地区	長岡市寺泊二ノ関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田町地区	長岡市寺泊上田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田1地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田2地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井戸の坂地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ゴスノ山地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東の町地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜谷川地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流

薬師川地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
田中川地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
天神川地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
阿比多川地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
いさざ川地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
長浜地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	地滑り
長浜（東）地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	地滑り
瀬戸地区	上越市名立区瀬戸	次の図のとおり	地滑り
中川原地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下川原地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中栗沢地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
番場川（1）地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
番場川（2）地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
よし尾沢（1）地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
よし尾沢（2）地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
霧谷川（1）地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
霧谷川（2）地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
東中栗沢地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
倉下沢（1）地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
倉下沢（2）地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
東長沢原沢地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
よしお沢地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	地滑り
中栗地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	地滑り
倉下地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	地滑り
鳥屋地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	地滑り
あてら田地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	地滑り
ぶのう地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	地滑り

〔次の図〕は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
今村新田(1)地区	糸魚川市大字田海	次の図のとおり	土石流
今村新田(2)地区	糸魚川市大字田海	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

4 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
願地区	佐渡市願	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東願川地区	佐渡市願	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

◎新潟県告示第546号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立鳥屋野潟公園及び清五郎ワールドカップ広場
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市清五郎58番地
財団法人新潟県都市緑花センター
- 3 指定の期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成18年3月24日

◎新潟県告示第547号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立紫雲寺記念公園
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市清五郎58番地
財団法人新潟県都市緑花センター
- 3 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

4 指定年月日

平成18年3月24日

◎新潟県告示第548号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立島見緑地及び新潟県立聖籠緑地
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市祖父興野225番地4
横木造園株式会社、特定非営利活動法人新潟スポーツコミュニティ特定共同企業体
〔横木造園株式会社
特定非営利活動法人新潟スポーツコミュニティ〕
- 3 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成18年3月24日

◎新潟県告示第549号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立植物園
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市清五郎58番地
財団法人新潟県都市緑花センター
- 3 指定の期間
平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成18年3月24日

◎新潟県告示第550号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第14条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市公園の名称
新潟県立聖籠緑地
- 2 都市公園の位置
北蒲原郡聖籠町大字網代浜字吹切、字圀、字上平、字大山下、字川跡、字向札ノ木、大字蓮濁字古堤、字

丑ヶ曾根及び字中山辺

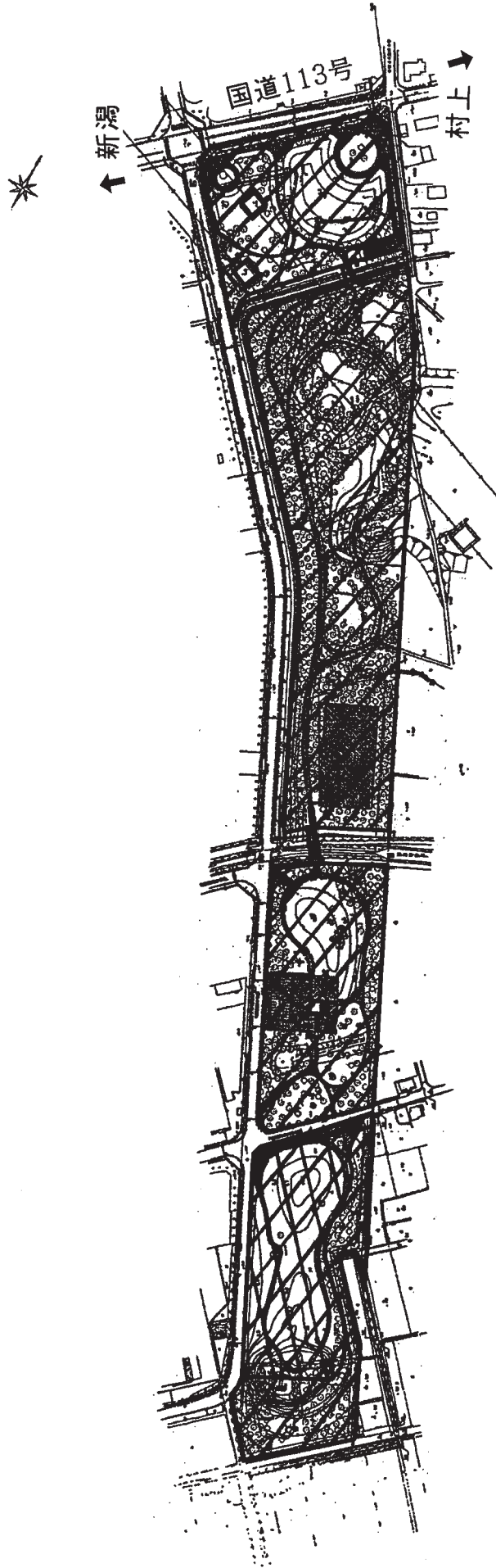
3 変更に係る都市公園の区域

北蒲原郡聖籠町大字蓮潟字丑ヶ曾根及び字中山辺の一部（別紙図面のとおり）

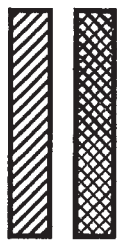
4 変更に係る区域の供用開始の期日

平成18年4月1日

新潟県立聖籠緑地・供用開始区域



凡例



供用済区域

今回供用区域

◎新潟県告示第551号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) ・種類 両津都市計画ごみ処理場（佐渡市決定）
・名称 両津クリーンセンター
- (2) ・種類 両津都市計画火葬場（佐渡市決定）
・名称 青山斎場
- (3) ・種類 相川都市計画火葬場（佐渡市決定）
・名称 相川斎場
- (4) ・種類 佐和田都市計画汚物処理場（佐渡市決定）
・名称 国仲清掃センター
- (5) ・種類 佐和田都市計画ごみ処理場（佐渡市決定）
・名称 佐渡クリーンセンター

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第552号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

新潟県新津土木事務所長

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	申請者の住所及び氏名
五泉市寺沢4丁目1012番1の内	6.00	53.13	五泉市寺沢4丁目2番20号 清野キソ子

◎新潟県告示第553号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

新潟県巻土木事務所長

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	申請者の住所及び氏名
燕市大字小池字下通2975番の内、字下通江東2967番1の内1	5.00	50.00	燕市大字小池2963番地1 田中隆

◎新潟県告示第554号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

新潟県巻土木事務所長

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	申請者の住所及び氏名
燕市大字柳山字前畑124番の内、125番の内	5.86	40.76	燕市大字蔵関459番地 有限会社春木総業 代表取締役 春木あや子

◎新潟県告示第555号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

新潟県巻土木事務所長

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	申請者の住所及び氏名
燕市大字水道町4丁目9番の内、12番の内	5.86	39.77	燕市大字蔵関459番地 有限会社春木総業 代表取締役 春木あや子

◎新潟県告示第556号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

新潟県巻土木事務所長

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	申請者の住所及び氏名
燕市大字柳山字前畑308番1	5.50	39.80	燕市大字柳山1155番地 燕興産 武藤幸雄

◎新潟県告示第557号

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第15条第2項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（平成16年3月新潟県告示第512号）を次のとおり改め、平成18年4月1日から実施する。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

上の原住宅の部を 「上の原住宅 1号棟 0.8235
2号棟 0.8235」

に改め、割前住宅の部を

「割前住宅 1号棟 0.7000
2号棟 0.7000」に改め、柳之町住宅

の部を 「柳之町住宅 1号棟 0.8235」に改め、物見山住宅の部、曲淵住宅の部及び中浜住宅の部を削る。

◎新潟県告示第558号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 新潟市船見公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和27年12月1日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第559号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 新潟市中部公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和44年3月28日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第560号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 新潟市東部公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年4月15日から平成23年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第561号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 新潟市西部公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年6月25日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成12年新潟県告示第1735号の事業地のうち新潟市大野町、鳥原字前川原から鳥原字成巻まで、鳥原字成巻から大野町まで、鳥原字前川原から善久字中善久まで、山田字下郷からときめき東1丁目までの区間内を削る。

◎新潟県告示第562号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 新潟市新津公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和48年1月16日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第563号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
燕市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 分水都市計画下水道事業
(2) 名称 分水町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成9年1月10日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
なし
(2) 使用の部分
燕市分水学校町一丁目区間内

◎新潟県告示第564号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
魚沼市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 小出都市計画及び堀之内都市計画下水道事業
(2) 名称 魚沼市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和59年12月4日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第565号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟コンベンションセンター、新潟県万代島駐車場
新潟港万代島緑地
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称

新潟県新潟市万代島6番1号
新潟万代島総合企画株式会社

- 3 指定の期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成18年3月24日

◎新潟県告示第566号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
朱鷺メッセ展望室
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟県新潟市万代島5番1号
新潟国際コンベンションホテル株式会社
- 3 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成18年3月24日

◎新潟県告示第567号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定・変更する。
なお、供用開始日は平成18年4月1日とする。

平成18年3月31日

新潟港港湾管理者 新潟県
代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 新規

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭 (東)4号 野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目地内	面積 8,704.12㎡ 未舗装

2 変更

平成17年8月30日新潟県告示第1661号指定分

「

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭 (東)3号 野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目 地内	面積 21,284.01㎡ アスファルト舗装 1,225.63㎡ 未舗装 20,058.38㎡

」

を

「

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭 (東)3号 野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目 地内	面積 21,284.01㎡ アスファルト舗装 2,646.63㎡ 未舗装 18,637.38㎡

」

に変更する。